

Ⅰ 公的年金制度

(1) 公的年金制度の概要

国民の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする公的年金制度では、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の全ての方が国民年金保険に加入し被保険者となります。そして高齢期になると基礎年金として給付を受けられます。会社員や公務員等はこのに加え、厚生年金の被保険者となり、受給開始年齢に到達すると基礎年金の上乗せとして報酬に比例した給付を受けます。

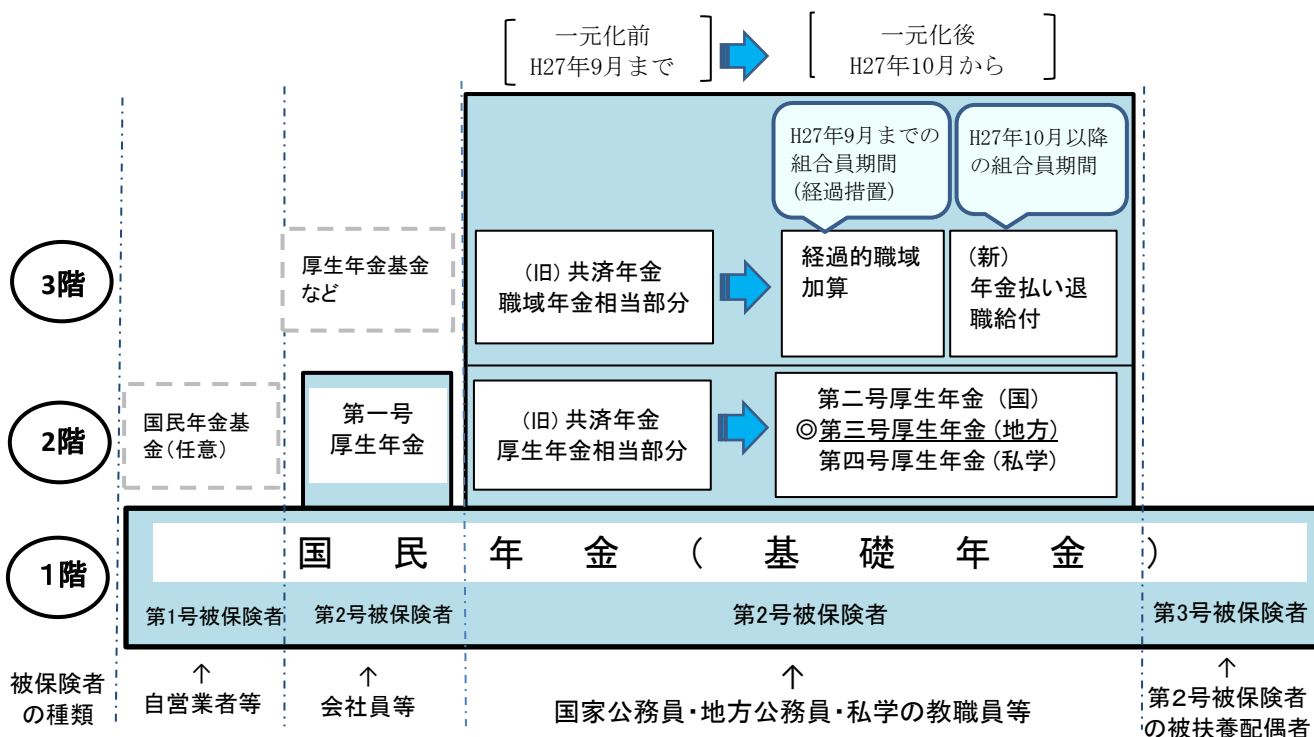
公的年金制度のうち、会社員や公務員等の方が加入する制度を被用者年金制度といいます。

被用者年金制度は平成27年10月から一元化され、それまで二つに分かれていた「共済年金制度」と「厚生年金制度」が統一されました。それにより、公務員や私立学校の教職員等が加入する共済組合の年金は、現在は厚生年金の中の一つに分類されています。

① 公的年金制度の体系

年金制度は、3階建ての建物に見立て、国民年金部分を1階、厚生年金部分を2階としています。旧共済年金の厚生年金相当部分(2階部分)は、一元化により「第三号厚生年金」となりました。

また、旧共済年金には職域年金相当部分(旧3階部分)がありました。一元化により廃止され、新たに「年金払い退職給付」(新3階部分)が創設されました。



② 国民年金の被保険者の種類

国民年金の被保険者は次の3種類に分けられています。(昭和61年4月から)

国民年金の種類	対象者
第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業者・学生・無職の方等
第2号被保険者	厚生年金保険の被保険者(会社員・公務員・私立学校の教職員等)
第3号被保険者	第2号被保険者(上記)の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者

③ 基礎年金番号

公的年金に加入すると、日本年金機構は一人一人に「基礎年金番号(10桁)」を付番します。

この番号は、原則、加入する年金制度を異動しても最初に付番された番号のまま変わりません。

共済組合以外の年金制度に加入したことがない方は年金手帳が発行されませんが、「ねんきん定期便」などで自分の基礎年金番号を確認できます。

なお、個人情報保護の観点から、ご本人からのお問い合わせであっても公立学校共済組合では組合員の基礎年金番号についてお答えすることができませんので、住所地の年金事務所にご相談ください。

(2) 年金給付の種類

① 公立学校共済組合から支給される年金

年金の名称		年金の特徴
厚生年金給付	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金の支給開始が65歳となったことから、 <u>S28.4.2~S36.4.1生まれの方を対象とした経過措置で65歳前から支給される。65歳に到達すると受給権が消滅する。</u>
	老齢厚生年金	65歳到達時に受給権が発生する。
	障害厚生年金(障害手当金)	厚生年金被保険者(組合員)である間に初診日のある傷病により障害等級の1級から3級の障害の状態になったときに受給権が発生する。 障害手当金は、障害等級に該当しない軽度の障害のときに一時金として支給される。
	遺族厚生年金	厚生年金被保険者(組合員)又は厚生年金被保険者(組合員)であった方の死亡の当時、その方によって生計を維持されていた遺族に支給される。
年金払い退職給付	退職年金	平成27年10月以降1年以上の引き続き組合員期間がある65歳以上かつ退職している者に、退職時まで積立たれた給付算定基礎額に基づき支給される。給付額の半分は終身年金、半分は有期年金として支給される。
	公務障害年金	平成27年10月以降の組合員期間に初診日があり、公務による傷病(通勤災害を除く)により障害の状態になった者に支給される。組合員期間中は支給が停止される。
	公務遺族年金	平成27年10月以降の組合員期間を有する者が公務(通勤災害を除く)による傷病で死亡したとき、遺族に支給される。

*いずれも、各々の受給要件を満たしていることが必要です。

② 日本年金機構から支給される国民年金(参考)

年金の名称	年金の特徴
老齢基礎年金	65歳到達時に受給権が発生する。
障害基礎年金	障害等級の1級又は2級の障害の状態になったときに受給権が発生する。
遺族基礎年金	被保険者(組合員)又は被保険者(組合員)であった方の死亡時に、その方が生計を維持していた、18歳に達する日の年度末までの間の子または20歳未満の障害等級の1級又は2級の状態にある子がいるときに子と配偶者に受給権が発生する。

*いずれも保険料の納付要件を満たしていることが必要です。

2 厚生年金(旧共済年金)の概要

(1) 厚生年金(旧共済年金)の計算のしくみ

厚生年金(旧共済年金)は、「被保険者(組合員)期間」及び「平均標準報酬月額(平均給料月額)」・「平均標準報酬額(平均給与月額)」に給付乗率を乗じて計算します。

① 厚生年金被保険者(組合員)期間

厚生年金被保険者(組合員)となった月から資格喪失日(=退職の翌日)の属する月の前月までの期間をいい、月単位で計算します。(休職、育児休業等の期間も含まれます。)

なお、公立学校共済組合の他支部、他の地方公務員共済組合(市町村共済組合など)、国家公務員共済組合に加入したことのある方については、最後に加入する公務員共済組合が加入歴を引き継ぎ、組合員期間として通算します。

また、厚生年金保険被保険者資格は70歳の誕生日の前日までです。

② 平均標準報酬月額(平均給料月額)・平均標準報酬額(平均給与月額)

○ 平均標準報酬月額(平均給料月額)

平成15年3月までの組合員期間の各月の「掛金の標準となった給料の額」の平均額。

$$\text{平均標準報酬月額(平均給料月額)} = \frac{[\text{掛金の標準となった給料の額} \times \text{再評価率} \times \text{手当率}] \text{の総額}}{\text{組合員期間の月数}}$$

○ 平均標準報酬額(平均給与月額)

平成15年4月以降の組合員期間の各月の「掛金の標準となった給料の額」及び「掛金の標準となった期末手当等の額」と平成27年10月以降の被保険者期間の各月の「標準報酬月額」及び「標準賞与額」の合算額の平均額。

※ 平成15年4月以降は総報酬制の導入により、期末・勤勉手当からも掛金を収めることとなった。

$$\text{平均標準報酬額(平均給与月額)} = \frac{\begin{array}{l} [\text{掛金の標準となった給料の額} \times \text{再評価率} \times \text{手当率}] \text{の総額} \\ + [\text{掛金の標準となった期末手当等の額} \times \text{再評価率}] \text{の総額} \\ + [\text{標準報酬月額} \times \text{再評価率}] \text{の総額} \\ + [\text{標準賞与額} \times \text{再評価率}] \text{の総額} \end{array}}{\text{組合員期間の月数} + \text{被保険者期間の月数}}$$

- ・ 掛金の標準となった給料の額とは、給料月額、教職調整額、給料の調整額の合計額。
- ・ 掛金の標準となった期末手当等の額とは、期末手当支給額、勤勉手当支給額の合計額。
(千円未満切捨)
- ・ 標準報酬月額とは、報酬月額(手当等を含む)を標準報酬等級表に当てはめて定めた額。
- ・ 標準賞与額とは、期末手当支給額、勤勉手当支給額の合計額(千円未満切捨)。
- ・ 再評価率とは、過去の標準報酬月額、標準賞与額を現在に価値に置換えた率。毎年度改定。
- ・ 手当率は一般職が1.25、特別職が1。

③ 掛金の標準となった給料の額・標準報酬月額等の最高限度額

「掛金の標準となった給料の額」及び「掛金の標準となった期末手当等の額」には、最高限度額が定められています。掛金においても、下表の額を上限として該当する掛金を徴収しています。そのため、年金額の算定には、給料の額や期末手当等が最高限度額を上回った期間は下表の額で算定します。

<掛金の標準となった給料の額の最高限度額>

支給時期	掛金の標準となった給料の額
昭和61年4月～平成元年12月	376,000円
平成2年1月～平成6年11月	424,000円
平成6年12月～平成12年9月	472,000円
平成12年10月～平成27年9月	496,000円

<標準報酬月額の最高限度額>

支給時期	標準報酬月額
平成27年10月～令和2年8月	620,000円
令和2年9月～	650,000円

<掛金の標準となった期末手当等の額の最高限度額>

支給時期	掛金の標準となった期末手当等の額
平成15年4月～平成27年9月	1,500,000円

<標準賞与額の最高限度額>

支給時期	標準賞与額
平成27年10月～	1,500,000円

④ 手当率制から標準報酬制への移行

平成27年9月まで年金額の算定には、基本給に法令で定められた手当率1.25を乗じて算定する手当率制がとられていましたが、平成27年10月からは被用者年金制度一元化により、標準報酬制に移行し、実際に支給された基本給及び諸手当などを合算した額を算定基礎額として、保険料や年金額を算定することとなりました。

標準報酬制とは原則として、年1回、毎年4月から6月までの報酬の平均額を基に「標準報酬月額」を決定し、この額をその年の9月から翌年の8月までの各月の標準報酬月額とし、保険料や年金額の算定基礎とするしくみです。

⑤ 併給調整

厚生年金の給付は、一人一年金を原則としています。

厚生年金給付の種類には大きく分けて「老齢」「障害」「遺族」がありますが、異なる2種類以上の年金が発生したときは、原則、選択した1つの年金を受給し、他の年金は支給停止となります。

ただし、年金の選択は、将来に向かっていつでも変更（選択変え）することができます。

なお、老齢基礎年金は、併給調整の対象外のため支給停止しません。

(2) 特別支給の老齢厚生年金

65歳に到達するまでの年金

老齢厚生年金は、65歳から支給されることとなりましたが、昭和36年4月1日生まれまでの方は経過措置として65歳に到達する前に「特別支給の老齢厚生年金」を受給できます。

昭和36年4月2日以降生まれの方は、特別支給はありません。

① 受給要件

被保険者(組合員)期間を有した方が、次の要件をすべて満たしているときに受給できます。

ア. 厚生年金被保険者期間が1年以上あること。

イ. 被保険者(組合員)期間等(※1)を合算して10年以上あること。

ウ. 60歳(※2)以上65歳未満であること。

(※1) 被保険者(組合員)期間等とは、次の期間を合算した期間です。

- ・平成27年9月までの地方公務員や国家公務員の共済組合の組合員期間。
- ・平成27年10月以降の厚生年金保険の被保険者期間。
- ・平成27年9月までの厚生年金保険の被保険者期間、私立学校教職員共済組合及び旧農林漁業団体職員共済組合の組合員期間。
- ・国民年金の保険料納付済期間(第1号被保険者)、第3号被保険者期間、保険料免除期間、合算対象期間。

(※2) 昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた者に係る受給権発生年齢の取扱いについては、下表③を参照。

② 受給権発生日と支給開始

受給権発生日 : 支給開始年齢になる誕生日の前日

支給開始 : 受給権発生日の属する月の翌月分から

(例) 誕生日が4月2日の場合:受給権発生日は4月1日、年金支給は5月分から

誕生日が4月1日の場合:受給権発生日は3月31日、年金支給は4月分から

③ 支給開始年齢

支給開始年齢は生年月日に応じて次の表のとおり異なります。

生年月日	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金(本来支給)
昭和28年4月1日以前	60歳	65歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳	65歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳	65歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳	65歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳	65歳
昭和36年4月2日以降	なし	65歳

(H27.9月まではそれぞれ「特別支給の退職共済年金」「退職共済年金」)

④ 特別支給の老齢厚生年金の額

特別支給の老齢厚生年金	＝	厚生年金 (厚生年金相当部分)	－	経過的職域加算額 (職域年金相当部分)
-------------	---	--------------------	---	------------------------

<計算式> 年金額は、原則以下の計算式により算出した額となります。

(本来水準)

(厚生年金相当部分)	<p><H15年3月までの期間></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> $\left(\begin{array}{ccc} \text{平均標準報酬月額} & \text{H15年3月までの} & \text{H15年3月までの} \\ \text{(平均給料月額)} & \text{給付乗率} & \text{組合員期間} \\ \hline \text{円} \times 7.125 / 1000 & \times & \text{月} \end{array} \right)$ <p style="text-align: center;">+</p> <p><H15年4月以降H27年9月までの期間></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> $\left(\begin{array}{ccc} \text{平均標準報酬額} & \text{H15年4月以降の} & \text{H15年4月以降} \\ \text{(平均給与月額)} & \text{給付乗率} & \text{H27年9月までの} \\ \hline \text{円} \times 5.481 / 1000 & \times & \text{月} \end{array} \right)$ <p style="text-align: center;">+</p> <p><H27年10月以降の期間></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> $\left(\begin{array}{ccc} \text{平均標準報酬額} & \text{H15年4月以降の} & \text{H27年10月以降} \\ & \text{給付乗率} & \text{の被保険者期間} \\ \hline \text{円} \times 5.481 / 1000 & \times & \text{月} \end{array} \right)$ </div> </div> </div>
(経過的職域相当部分)	<p><H15年3月以前の期間> 組合員期間が20年以上の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> $\left(\begin{array}{ccc} \text{平均標準報酬月額} & \text{H15年3月までの} & \text{H15年3月までの} \\ \text{(平均給料月額)} & \text{給付乗率 *} & \text{組合員期間} \\ \hline \text{円} \times 1.425 / 1000 & \times & \text{月} \end{array} \right)$ <p style="text-align: center;">+</p> <p><H15年4月以降H27年9月までの期間> 組合員期間が20年以上の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> $\left(\begin{array}{ccc} \text{平均標準報酬額} & \text{H15年4月以降の} & \text{H15年4月以降} \\ \text{(平均給与月額)} & \text{給付乗率 *} & \text{H27年9月までの} \\ \hline \text{円} \times 1.096 / 1000 & \times & \text{月} \end{array} \right)$ </div> </div>

*組合員期間が20年未満の場合は、給付乗率1.425を0.713に、1.096を0.548に読み替える

⑤ 特例年金額(長期加入者特例、障害者特例)

次のア、イのいずれかに該当し、かつ退職している(厚生年金被保険者でない)とき、特例年金額の適用を請求することができます。

特例年金額が適用されると、特別支給の老齢厚生年金額に、老齢基礎年金相当額が加算されます。また、加給年金額の加算要件(P9)に該当する場合は、加給年金額が加算されます。

ア. 組合員期間が44年以上あること。(長期加入者特例)

イ. 傷病により障害等級3級以上(厚年法施行令3条の8別表1に定める)の障害の状態にあること。
(障害者特例※)

※障害者特例においては、組合員期間に初診日のある傷病でなくても請求できます。

(3) 老齢厚生年金(本来支給)

65歳になると、請求により「老齢厚生年金」を受給できます。

65歳前から「特別支給の老齢厚生年金」を受給していた方はその受給権が消滅し、請求により引き続き「老齢厚生年金」に切り替わります。

① 受給要件

次の要件をすべて満たしているときに受給できます。

- ア. 厚生年金被保険者期間が1月以上あること。
- イ. 被保険者(組合員)期間等(※1)を合算して10年以上あること。
- ウ. 65歳に達していること。

(※1) 被保険者(組合員)期間等については、特別支給の老齢厚生年金の(※1)と同じ。

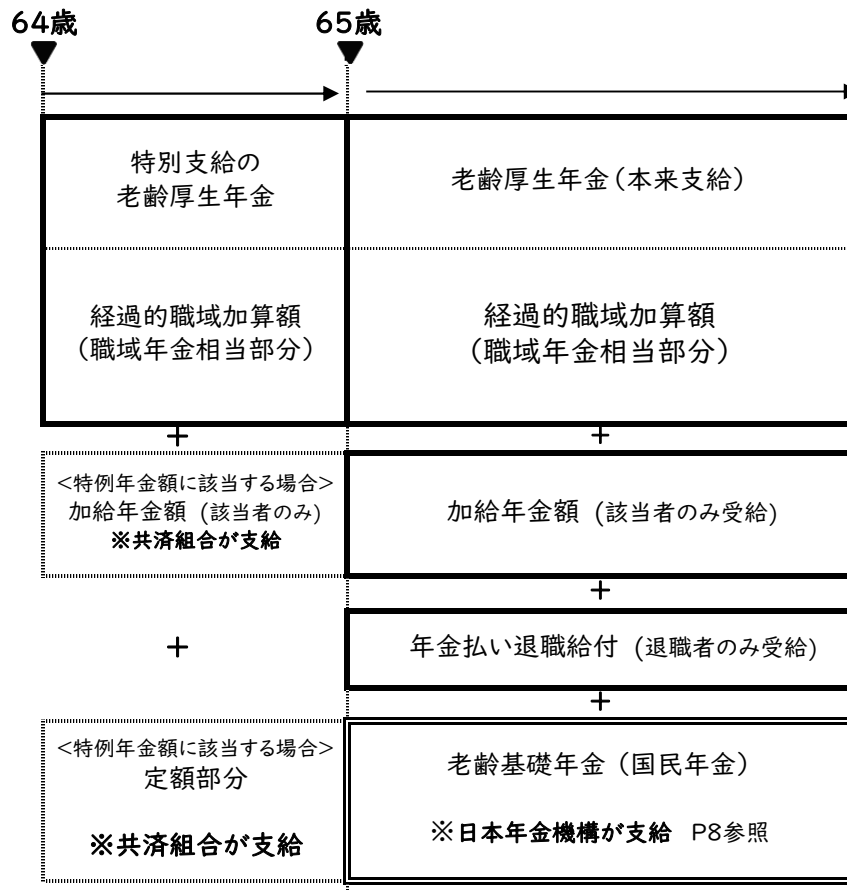
② 受給権発生日と支給開始

受給権発生日 : 65歳の誕生日の前日

支給開始 : 受給権発生日の属する月の翌月分から

【支給例】

S34.4.2生～S36.4.1生は64歳から特別支給開始



③ 老齢厚生年金の額

老齢厚生年金	＝	厚生年金	＋	経過職域加算額 (旧 職域年金相当部分)	＋	加給年金※
--------	---	------	---	-------------------------	---	-------

<計算式>

年金額は、原則以下の計算式により算出した額となります。

(本来水準)

(厚生年金相当部分)	<p><H15年3月までの期間></p> $\left(\begin{array}{l} \text{平均標準報酬月額} \\ \text{(平均給料月額)} \end{array} \right. \times \begin{array}{l} \text{H15年3月までの} \\ \text{給付乗率} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{H15年3月まで} \\ \text{の組合員期間} \end{array} \left. \right)$ <p style="text-align: center;">+</p> <p><H15年4月以降H27年9月までの期間></p> $\left(\begin{array}{l} \text{平均標準報酬額} \\ \text{(平均給与月額)} \end{array} \right. \times \begin{array}{l} \text{H15年4月以降の} \\ \text{給付乗率} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{H15年4月以降} \\ \text{H27年9月までの} \\ \text{組合員期間} \end{array} \left. \right)$ <p style="text-align: center;">+</p> <p><H27年10月以降の期間></p> $\left(\begin{array}{l} \text{平均標準報酬額} \end{array} \right. \times \begin{array}{l} \text{H15年4月以降の} \\ \text{給付乗率} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{H27年10月以降} \\ \text{の被保険者期間} \end{array} \left. \right)$
(旧職域年金相当部分)	<p><H15年3月以前の期間> 組合員期間が20年以上の場合</p> $\left(\begin{array}{l} \text{平均標準報酬月額} \\ \text{(平均給料月額)} \end{array} \right. \times \begin{array}{l} \text{H15年3月までの} \\ \text{給付乗率} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{H15年3月までの} \\ \text{組合員期間} \end{array} \left. \right)$ <p style="text-align: center;">+</p> <p><H15年4月以降H27年9月までの期間> 組合員期間が20年以上の場合</p> $\left(\begin{array}{l} \text{平均標準報酬額} \\ \text{(平均給与月額)} \end{array} \right. \times \begin{array}{l} \text{H15年4月以降の} \\ \text{給付乗率} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{H15年4月以降} \\ \text{H27年9月までの} \\ \text{組合員期間} \end{array} \left. \right)$

*組合員期間が20年未満の場合には、給付乗率1.425を0.713に、1.096を0.548に読み替える。

※ 65歳到達時に「加給年金額」の受給要件を満たしている方は上記の額に、加給年金額加算があります。(P9(4)加給年金額 参照)

老齢基礎年金

保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算して10年以上である者が65歳に到達したときに支給されます。

令和5年度の老齢基礎年金の年額 795,000円(下記※)

※ 20歳から60歳になるまでの480月に国民年金保険料をすべて納めた場合の額。
なお、480月には、厚生年金や共済年金に加入していた期間を含めます。

(4) 加給年金額

① 加給年金額の加算要件

老齢、又は障害(1級・2級)厚生年金の受給権者が次のア及びイの要件を満たしているときに基本年金額に加算があります。

ア. 組合員期間と被保険者期間の月数の合計が240月以上であること。

イ. 受給権者がその権利を取得した当時、受給権者によって生計を維持され、かつ、収入が年額850万円未満又は所得が年額655.5万円未満(※)のa~cのいずれかに該当する者がいること。

- a. 65歳未満の配偶者
- b. 18歳に達する日の属する年度末までの間にある子
- c. 20歳未満で障害等級の1級又は2級に該当する子

※収入が850万円(所得が655.5万円)以上であっても、定年等により5年以内に退職し、イの要件に該当する見込みがある場合は加算が認められることがあります。

② 加給年金額の加算時期

・老齢厚生年金

昭和24年4月2日以降生まれの者は65歳到達時。

※特例により65歳前から加算される場合もあります。

- ・最初に受給権が発生した老齢厚生年金に加算。
- ・最初に受給権を取得した老齢厚生年金が二以上あるときは、最も長い一の期間に基づく老齢厚生年金に加算。

・障害厚生年金(障害等級の1級又は2級)

受給権を取得したとき又は平成23年4月以降に要件を満たす配偶者等を有することとなったとき。

③ 加給年金額(令和5年度)

・老齢厚生年金

加算要件の対象		加給年金額	+特別加算額	備考
a	65歳未満の配偶者	228,700 円	168,800 円 ⁺	老齢厚生年金(本来支給)に加算する。
b, c	子 2人目まで1人につき	228,700 円	/	
	子 3人目から1人につき	76,200 円		

・障害厚生年金(障害等級の1級又は2級)

加算要件の対象		加給年金額	備考
a	65歳未満の配偶者	228,700 円	障害厚生年金に加算する。
b, c	子 2人目まで1人につき	228,700 円	日本年金機構が支給する障害基礎年金に加算する。
	子 3人目から1人につき	76,200 円	

④ 加給年金額の支給停止

加給年金額対象者となっている配偶者が下記ア、イいずれかの年金を受給する場合、加給年金額は支給されません。

- ア. 長期在職(20年以上かそれと同等とみなされるもの)に該当する退職もしくは老齢を事由とする年金(例:老齢厚生年金、退職共済年金)
- イ. 障害を事由とする年金(例:障害厚生年金、障害共済年金、障害基礎年金)

⑤ 加給年金額対象者の失権

加給年金額対象者である配偶者又は子が次の事由に該当したときは、失権となります。

- ・ 死亡したとき。
- ・ 受給権者によって生計を維持されなくなったとき。
 - (i) 生計を共にしなくなったとき
 - (ii) 配偶者の収入が年額850万円以上かつ所得が年額655.5万円以上となるに至ったとき
- ・ 配偶者と受給権者が離婚したとき。
- ・ 配偶者が65歳に達したとき。
- ・ 子が養子縁組により、配偶者以外の者の養子になったとき。
- ・ 養子縁組による子が離縁したとき。
- ・ 子が婚姻したとき。
- ・ 子が18歳に達する日の属する年度末に到達したとき。
- ・ 障害等級の1級又は2級に該当する子が20歳に到達したとき。
- ・ 障害等級の1級又は2級に該当する子について、その事情がなくなったとき。

(5) 老齡基礎年金、老齡厚生年金の繰上げ

老齡年金は生年月日に応じて支給開始年齢が決まっていますが、60歳～支給開始年齢到達前までの間に、繰上げ請求を行うことにより、支給開始年齢前から年金を受給できます。

ただし、年金を繰り上げて請求すると、年金額の減額や制限事項がありますので注意が必要です。

① 受給要件

- ア. 厚生年金被保険者期間が1月以上あること。
- イ. 被保険者(組合員)期間等(※1)を合算して10年以上あること。
(※1) 被保険者(組合員)期間等については、特別支給の老齡厚生年金の(※1)と同じ。
- ウ. 60歳以上、支給開始年齢未満であること。
- エ. 国民年金の任意加入被保険者でないこと。

② 繰上げによる制限事項<注意点>等

- ア. 老齡基礎年金及び、加入していたすべての老齡厚生年金(一般、公務員共済、私学共済)を同時に繰上げ請求することとなります。(すべて下記イの減額があります。)
- イ. 支給額は、支給開始年齢に達する月を基準に、早めた月数分の減額があり、生涯にわたって減額された年金額のまま支給されます。
- ウ. 請求後の取り消し・変更はできません。
- エ. 繰上げ請求後に、国民年金の任意加入はできません。
- オ. 在職中でも繰上げ請求できますが、在職中は標準報酬月額等に応じた支給停止計算により、年金額の一部または全額が支給停止します。
- カ. 障害基礎年金、障害厚生年金、寡婦年金の請求等に制約があります。
- キ. 老齡基礎年金は、繰り上げても、65歳までは遺族年金との併給ができません。
- ク. 雇用保険法による失業給付等を受給している期間は、老齡厚生年金の支給が停止するため、繰上げ請求しても年金は支給されません。(65歳到達まで)

③ 減額率

支給開始年齢に達する月を基準に、早めた月数×0.4%(※1)が減額されます。

老齡基礎年金、老齡厚生年金の減額の計算

(繰上げ請求月～65歳に達する日(※2)の前月までの月数 × 0.4) %

※1 令和4年4月1日までに60歳に到達している方が繰上げ請求するときは0.5%が適用されます。

※2 65歳に達する日とは65歳の誕生日前日。(S36.4.2以降生まれの場合)

S36.4.1以前生まれの方の老齡厚生年金の減額については、繰上げ請求月～特別支給の老齡厚生年金の支給開始年齢の誕生日前月までの月数で計算します。

(6) 老齡基礎年金、老齡厚生年金の繰下げ

65歳から支給される老齡基礎年金、老齡厚生年金は、66歳以降の希望する月まで、支給開始を遅らせる(繰り下げる)ことができます。

年金を繰り下げて請求すると、年金額の増額がありますが、在職中は在職停止計算後の支給額を基に増額計算されるなど注意が必要です。(在職による支給停止はP20(1)参照)

なお、65歳前までの「特別支給の老齡厚生年金」には繰下げ請求の制度はありません。

① 繰下げ請求の注意点等

ア. 66歳以降最大75歳まで繰下げできます。(令和4年4月以降に70歳に到達する方)

66歳前に請求した場合は、繰下げ請求となりませんので増額はありません。

イ. 老齡基礎年金と老齡厚生年金は、同時に繰下げ請求する必要はありません。

ただし、老齡厚生年金を繰下げ請求するときは、加入していたすべての老齡厚生年金(一般、公務員共済、私学共済)を同時に請求しなければなりません。

ウ. 支給額は、65歳に達する日の属する月を基準に、請求を遅らせた月数分の増額があります。

エ. 厚生年金被保険者として在職したときは、繰下げ中であっても支給停止計算が適用され、停止計算後の年金額に増額率を乗じて増額計算されます。そのため停止計算した結果、年金額が0円となった期間は増額がありません。

オ. 遺族給付・障害給付(障害基礎年金除く)の受給権者は繰下げできません。

カ. 加給年金対象者がある場合、繰り下げている期間は年金が支払われないため、加給年金額の加算もありません。繰り下げている間に、加給年金対象者が加算要件に該当しなくなった(配偶者の年金受給が始まる等)場合、加給年金額はもらえないこととなります。また、加給年金額は定額加算のため、繰り下げている間の増額はありません。

② 増額率

65歳に達する日の属する月を基準に、請求を遅らせた月数×0.7%が増額されます。

65歳に達する日とは65歳の誕生日前日。

(7) 障害厚生年金・障害手当金

障害厚生年金は、厚生年金被保険者である間に初診日(※)のある病気やけがにより、障害等級1級から3級(厚年法施行令3条の8別表第1に定める)の障害の状態となったときに支給されます。受給要件に該当すれば、在職中または退職後であるかにかかわらず請求できます。

※ 初診日とは、その傷病で初めて医師の診療を受けた日のことです。

① 受給要件

次の要件をすべて満たしているときに受給できます。

- ア. 初診日において厚生年金被保険者であること。
- イ. 障害認定日(初診日から1年6月を経過した日又は1年6月経過する前に症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日)に障害等級の1級から3級の状態であること。
- ウ. 障害認定日時点で障害等級に該当しなかったが、その後症状が進行し、65歳に達する日の前日(65歳の誕生日の前々日)までに障害等級の1級から3級に該当する状態になったとき。
- エ. 国民年金の保険料の納付要件(※)を満たしていること。

※保険料の納付要件

初診日の属する月の前々月までの期間のうち、国民年金保険料納付済期間と免除期間の合計が3分の2以上あること。

② 障害等級の認定

障害等級の認定は、請求時に提出していただく診断書(所定の様式を使用し、作成にかかる費用は本人負担となります。)により、厚生年金法を基準に共済組合の審査医が認定します。

(参考) 障害等級のめやす

障害者手帳の等級とは異なります。

障害等級	障害の程度
1級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状のために日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。
2級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状のために日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。
3級	身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの。

認定により障害等級が1級及び2級に該当する方は、障害厚生年金に加えて日本年金機構が裁定する障害基礎年金が支給されます。(保険料納付要件を満たしていること。)

また、障害等級1級及び2級の場合、加給年金額の加算があります。(P9の(4)加給年金額 参照)

特例症例

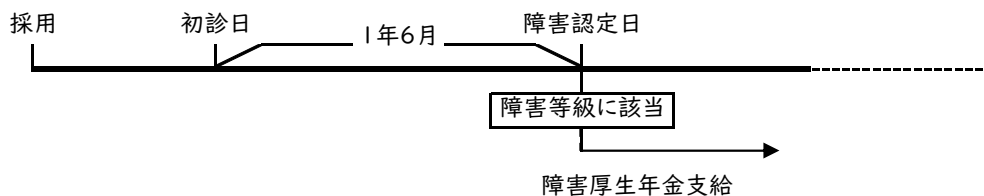
次の場合は、特例として初診日から1年6月を経過しなくてもそれぞれの日が障害認定日となります。

症例の現象	障害認定日
上肢・下肢を切断、離断した場合	切断又は離断した日
人工骨頭、人工関節を挿入、置換した場合	挿入、置換日
脳血管疾患による機能障害	初診日から起算して6ヶ月を経過した日以後 ※医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めない場合に限る。
心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器(ICD)又は人工弁を装着した場合	装着日
心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植又は装着日
CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)	装着日
胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管(ステントグラフトも含む)を挿入、置換した場合	挿入、置換日
人工透析療法を施行した場合	透析開始から3ヶ月を経過した日
人工肛門、又は尿路変更術を施した場合	施した日から6ヶ月を経過した日
新膀胱を造設した場合	造設日
咽頭全摘出手術を施した場合	手術日
在宅酸素療法を行っている場合	在宅酸素療法を開始した日
遷延性植物状態である場合	状態に至った日から3ヶ月を経過した日以後

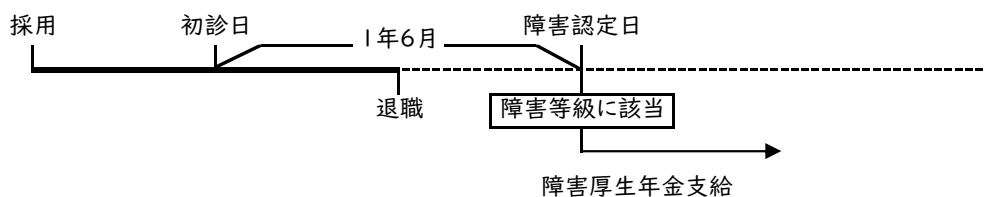
③ 支給例

ア. 障害認定日に障害等級に認定された場合

(例1) 障害認定日が在職中の場合

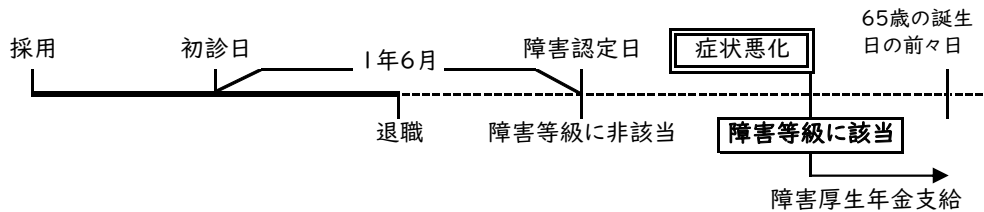


(例2) 障害認定日が退職後の場合



イ. 事後重症の場合（障害認定日以後に障害の状態になった）

初診日において厚生年金被保険者であった者のうち、障害認定日に障害等級3級以上に該当しなくても、65歳に達する日の前日までの間に、障害等級1級から3級に該当する状態になったとき、請求により障害厚生年金が支給される。



<傷病手当金（短期給付）との調整>

同一の傷病で「傷病手当金」を受給している方が、障害厚生年金を請求し受給が決定した場合、障害厚生年金受給期間と重複した期間の「傷病手当金」の支給額は調整されることとなります。

④ 障害年金の額（公務外）

(1) 障害等級3級の場合

$$\text{障害厚生年金} = \text{厚生年金 (厚生年金相当部分)} + \text{経過的職域加算額 ※1 (職域年金相当部分)}$$

※1 初診日が、平成27年10月以降の場合、経過的職域加算額（職域年金相当部分）はありません。

(2) 障害等級1級又は2級の場合（ア + イ）

$$\text{ア 障害厚生年金} = \text{厚生年金 (厚生年金相当部分)} + \text{経過的職域加算額 ※1 (職域年金相当部分)} + \text{加給年金 ※2 (該当者のみ)}$$

※1 初診日が、平成27年10月以降の場合、経過的職域加算額（職域年金相当部分）はありません。

※2 加算対象者のうち、配偶者に係る加給年金額がある場合のみ（P9 加給年金額 参照）

$$\text{イ 障害基礎年金 ※3} = \text{定額部分} + \text{加給年金 ※2 (該当者のみ)}$$

※2 加算対象者のうち、子に係る加給年金額がある場合のみ（P9 加給年金額 参照）

※3 障害基礎年金の額は、下記のとおりです。

障害基礎年金

障害等級の1級又は2級に該当した場合は、日本年金機構から障害基礎年金が支給されます。保険料の納付要件※を満たしていることが必要です。

※保険料の納付要件

初診日の属する月の前々月までの期間のうち、国民年金保険料納付済期間と免除期間の合計が3分の2以上あること。

※3 障害基礎年金の額（令和5年度）

定額部分	(1級)	993,750円	+	加給年金	子2人目まで1人につき 228,700円	子3人目から1人につき 76,200円
	(2級)	795,000円				

⑤ 障害厚生年金の失権

障害厚生年金の受給権者が次のいずれかに該当したとき、その権利を失います。

- ア. 死亡したとき
- イ. 障害の程度が軽くなり、障害等級3級以上に該当しなくなったまま、65歳に達したとき
(ただし、障害等級3級以上に該当しなくなったときから3年を経過していない場合は、3年を経過した日)

⑥ 障害手当金

(1) 障害手当金は、障害等級に該当しない程度の障害で、次に該当した場合に厚生年金保険独自の給付として支給されます。

- ア. 厚生年金被保険者期間中に初診がある傷病が5年以内に治っている(医学的に治癒したと認められる)こと。
- イ. 障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残っていること。
- ウ. 国民年金の保険料の納付要件(※)を満たしていること。

※保険料の納付要件

初診日の属する月の前々月までの期間のうち、国民年金保険料納付済期間と免除期間の合計が3分の2以上あること。

但し、下記のいずれかに該当する場合、障害手当金は支給されません。

- ・ 厚生年金保険の年金給付の受給権があるとき(障害等級3級以上に該当しなくなって3年を経過した人を除く。)
- ・ 国民年金の年金給付又は共済組合等の年金給付の受給権があるとき。
- ・ 当該傷病について、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、公立学校の学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律、労災保険法による傷害補償給付、労働基準法による傷害補償、船員保険法における障害給付などを受けるとき。

(2) 障害手当金の額は、障害等級3級の障害厚生年金の2年分に相当する額となります。

(8) 遺族厚生年金

遺族厚生年金は、厚生年金被保険者(組合員)が在職中または退職後に亡くなられたとき、その遺族に支給されます。

① 受給要件

次のいずれかに該当するときに、その者の遺族が受給できます。

- ア. 厚生年金被保険者が死亡したとき。
- イ. 厚生年金被保険者である間に初診日のある傷病が原因で、当該初診日から起算して5年を経過する日より前に死亡したとき。
- ウ. 障害等級の1級又は2級の障害厚生年金等の受給権者が死亡したとき。
- エ. 老齢厚生年金の受給権者又は被保険者(組合員)期間等(※1)を合算して25年以上ある者が死亡したとき。

(※1) 被保険者(組合員)期間等については、特別支給の老齢厚生年金の(※1)と同じ。

② 遺族の範囲

遺族厚生年金を受給できる遺族とは、厚生年金被保険者(組合員)又は厚生年金被保険者(組合員)であった者が死亡した当時、その者によって生計を維持していた者のうち、将来にわたって恒常的な収入金額が年額850万円未満(所得655.5万円未満)と認められる次の者をいいます。

優先順位	遺族	年齢等の要件
1	配偶者	遺族が夫の場合は55歳以上であること(遺族基礎年金の受給権がない場合、支給開始は60歳から)
	子	18歳に達する日の年度末までの間でかつ未婚であること、又は20歳未満で障害等級1級又は2級の状態にあり、かつ未婚であること(子は、被保険者であった方が死亡時に胎児であった子も含む)
2	父母	55歳以上であること(支給開始は60歳から)
3	孫	18歳に達する日の年度末までの間でかつ未婚であること、又は20歳未満で障害等級1級又は2級の状態にあり、かつ未婚であること
4	祖父母	55歳以上であること(支給開始は60歳から)

③ 遺族年金の額(ア+イ+ウ)

$$\text{ア 遺族厚生年金} = \left(\text{厚生年金} + \text{経過的職域加算額(職域年金相当部分)} \right) \times 3/4 + \text{中高齢寡婦加算※1}$$

※1 中高齢寡婦加算

遺族厚生年金の受給権者が、18歳の年度末の間までの子等がいらない40歳以上65歳未満の妻の場合、遺族厚生年金に、中高齢寡婦加算が加算されます。

イ. 年金払い退職給付の退職年金のうち有期年金の残余额は遺族一時金として遺族に支給されます。

ウ. 遺族が、子のある配偶者又は子の場合

遺族基礎年金 ※2 ※3	=	定額部分	+	子の加算
--------------	---	------	---	------

※2 ※3 遺族基礎年金の額は、下記のとおりです。

遺族基礎年金

遺族が、子のある配偶者又は子の場合、日本年金機構から遺族基礎年金が支給されます。保険料の納付要件※を満たしていることが必要です。

※保険料の納付要件

被保険者期間のうち、国民年金保険料納付済期間と免除期間の合計が3分の2以上あること。

※2 遺族基礎年金の額（令和5年度）

定額部分	795,000円	+	加給年金	子2人目まで1人につき	子3人目から1人につき
				228,700円	76,200円

※3 配偶者と子の両方に受給権があるときは、子に対する支給は停止され、配偶者に※2が支給されます。

子のみを受給権があるときは、子に※2が支給されることとなりますが、その子と生計を同じくする父又は母がいる場合は支給が停止されます。

④ 遺族厚生年金の失権

遺族厚生年金の受給権者が次のいずれかに該当したとき、その権利を失います。

- ア. 死亡したとき
- イ. 婚姻したとき（事実婚を含む）
- ウ. 直系血族及び直系姻族以外の者の養子になったとき
- エ. 死亡した組合員であった者との親族関係が離縁によって終了したとき
- オ. 子又は孫が18歳になった日の属する年度末になったとき（障害等級1、2級の子又は孫の場合は20歳になったとき）
- カ. 障害等級1、2級の子又は孫が、18歳になった日の属する年度末以後に障害等級1、2級に該当しなくなったとき
- キ. 受給権を取得した当時30歳未満で、子を有しない妻が、受給権を取得した日から5年経過したとき
- ク. 同一給付事由による遺族基礎年金の受給権を有する妻が、30歳に到達する日以前に遺族基礎年金の受給権が消滅した場合、消滅した日から5年経過したとき
- ケ. 受給権者が父母、孫、祖父母で、被保険者の死亡時に胎児であった子が出生したとき

(9) 年金払い退職給付

平成27年10月の被用者年金制度の一元化により、共済年金の職域部分(旧3階)は廃止され、新たな公務員制度としての年金給付制度である「年金払い退職給付」が創設されました。

① 年金払い退職給付の種類

年金払い退職給付には、次の(1)～(3)の給付の種類があります。

(1) 退職年金(終身退職年金・有期退職年金)

ア. 受給要件

- ・ 1年以上の引き続き組合員期間があること
- ・ 65歳に達していること
- ・ 退職していること

- イ. 終身退職年金は生涯にわたって支給され、本人が死亡したとき支給が終了します。
有期退職年金は受給期間を20年又は10年から選択でき(一時金の選択も可能)、本人が死亡したとき有期退職年金の残余部分があるときは遺族に支給されます。

(2) 公務障害年金

公務障害年金は、平成27年10月以降の組合員期間に初診日がある者について、公務による傷病(通勤災害を除く)により障害の状態になったとき、障害の状態である間支給されます。

受給要件及び障害の程度が変わった場合の額の改定、失権等については、障害厚生年金と同様です。但し、受給権者が組合員になったときは、組合員である期間の支給は停止します。

(3) 公務遺族年金

公務遺族年金は、平成27年10月以降の組合員期間を有する者が公務による傷病(通勤災害を除く)により死亡したとき、遺族に支給されます。

受給要件及び遺族の範囲、失権等については、遺族厚生年金と同様です。(1年以上の引き続き組合員期間があること)

② 給付算定基礎額

年金払い退職給付は、給付算定基礎額(ア+イ)に基づいて支給されます。

- ア. 平成27年10月以後の組合員期間の各月の標準報酬月額と標準期末手当の額
×その各月に適用される 付与率

- イ. 当該各月から給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に応じた 利子

3 老齢厚生年金受給者の年金支給停止等

(1) 在職による年金支給停止

老齢厚生年金受給者が、厚生年金保険に加入して在職している期間は、支給停止計算が行われ、停止計算後の年金額に調整されます。在職中に年金支給開始年齢に到達し、年金が決定した場合も同様に、支給停止計算後の年金額になります。(70歳以上の在職者は厚生年金保険に加入しませんが、停止の対象になります。)

支給停止額は、基本月額(※1)と総報酬月額相当額(※2)により計算します。

なお、支給停止計算後の調整により支払われなかった年金額は、退職後も、遡って支払われるということはありません。

① 支給停止月額の計算 (ア + イ)

ア. 支給停止基準額

$$\left(\boxed{\text{基本月額} \times 1} + \boxed{\text{総報酬月額相当額} \times 2} - \boxed{48\text{万}} \right) \times 1/2$$

※1 基本月額=老齢厚生年金の月額

(経過職域加算額・年金払い退職給付・加給年金額・経過加算を含まない額)

※2 総報酬月額相当額とは、標準報酬月額と、直近1年間の標準賞与額÷12月を合算した額

イ. 経過職域加算額

・国家公務員共済組合や地方公務員共済組合の組合員は、経過職域加算額が全額停止。

・上記以外の被保険者になる場合は、経過職域加算額の停止はありません。

(参考) 老齢基礎年金は、在職による支給停止はありません。

(2) 雇用保険法等による失業給付等との調整

① 失業給付受給中の年金支給停止

特別支給の老齢厚生年金(繰上げ受給も含む)を受給している65歳未満の方が、雇用保険法による失業給付(基本手当)を受給する場合は、求職の申込みをした日の翌月から失業給付の受給が終了する月までの間、老齢厚生年金が全額停止します。経過職域加算額の停止はありません。

② 高年齢雇用継続給付受給中の年金支給停止

特別支給の老齢厚生年金を受給している65歳未満の方が、高年齢雇用継続給付を受給する場合は、在職による支給停止に加えて、標準報酬月額に応じて老齢厚生年金の一部が停止します。

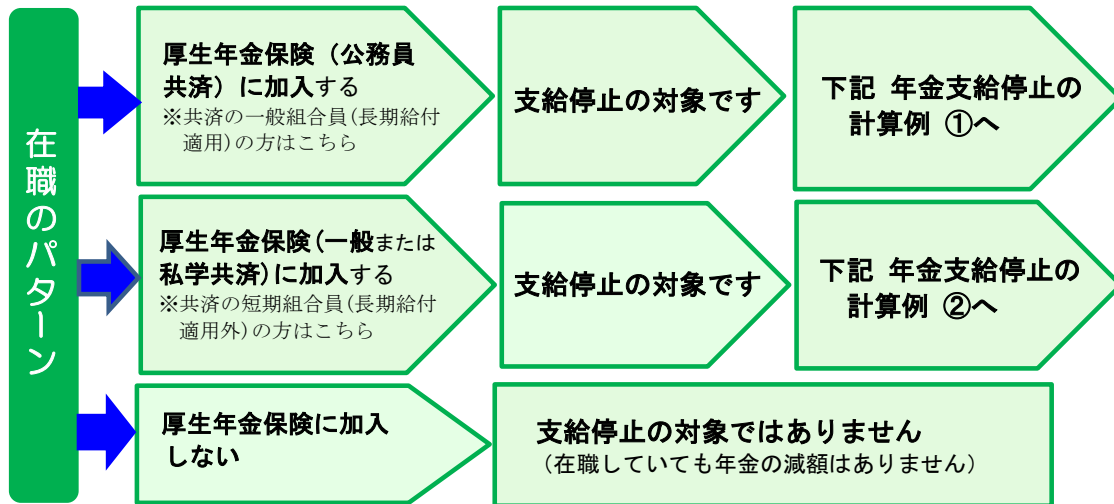
👉 ハローワークに給付の申込みをする際には、基本手当額等についても確認し、年金額と比較して有利になる方を選択してください。

在職中の年金の支給停止

老齢厚生年金を受給している方が、厚生年金保険（共済組合も含む）に加入して在職している期間は、支給停止計算が行われ、停止計算後の年金額に調整されます。在職中に受給開始年齢に到達し年金が決定した場合も、年金決定と同時に停止計算され、年金額が調整されます。

支給停止の額は、標準報酬月額（賞与も含む）と年金月額によって決まります。

また、在職中に停止計算により支払われなかった年金額は、退職後、遡って支払われるということはありません。年金を受給しながら在職する場合は、下記の例を参考にしてください。



老齢厚生年金の支給停止は、次のような計算で停止額が決まります。

$$\cdot \text{標準報酬月額} + (\text{過去1年間に支給された賞与額の合計} \div 12 \text{か月}) + \text{老齢厚生年金の月額} = A$$

Aの額が48万を超えたとき、超えた額の1/2が、1か月あたり支給停止される額です。

・経過的職域年金は、共済組合の一般組合員になると全額支給停止します。

・退職年金（年金払い退職給付）※は、共済組合の一般組合員になると全額支給停止します。

※退職年金（年金払い退職給付）とは、H27年10月以降に組合員期間があり65歳以上かつ退職している方に支払われる年金です。

1ヶ月あたりの年金支給停止計算の例（ご自身の額に当てはめて計算してください）

- 標準報酬月額……30万円 <給与明細書等で確認できます。>
- (例) ● 過去一年間の賞与額…72万円 <例:34万(R5年6月支給)+38万(R4年12月支給)>
- 老齢厚生年金の月額…13万円 <経過的職域年金と加給年金額を除いた額>
- 経過的職域年金の月額…2万円

↓ 次の計算例①または②にあてはめて、支給停止額を計算します。

計算例① 公務員共済組合の年金に加入して在職する場合

- 老厚 $[\{30万 + (72万 \div 12 \text{か月}) + 13万\} - 48万円] \times 1/2 =$ 月5千円停止
- 経過的職域年金は、月2万円（全額）停止 **計 1ヶ月あたり2万5千円 減額します。**

計算例② 共済組合以外の一般厚生年金や私学共済に加入して在職する場合

- 老厚 $[\{30万 + (72万 \div 12 \text{か月}) + 13万\} - 48万円] \times 1/2 =$ 月5千円停止

支給停止の解除について

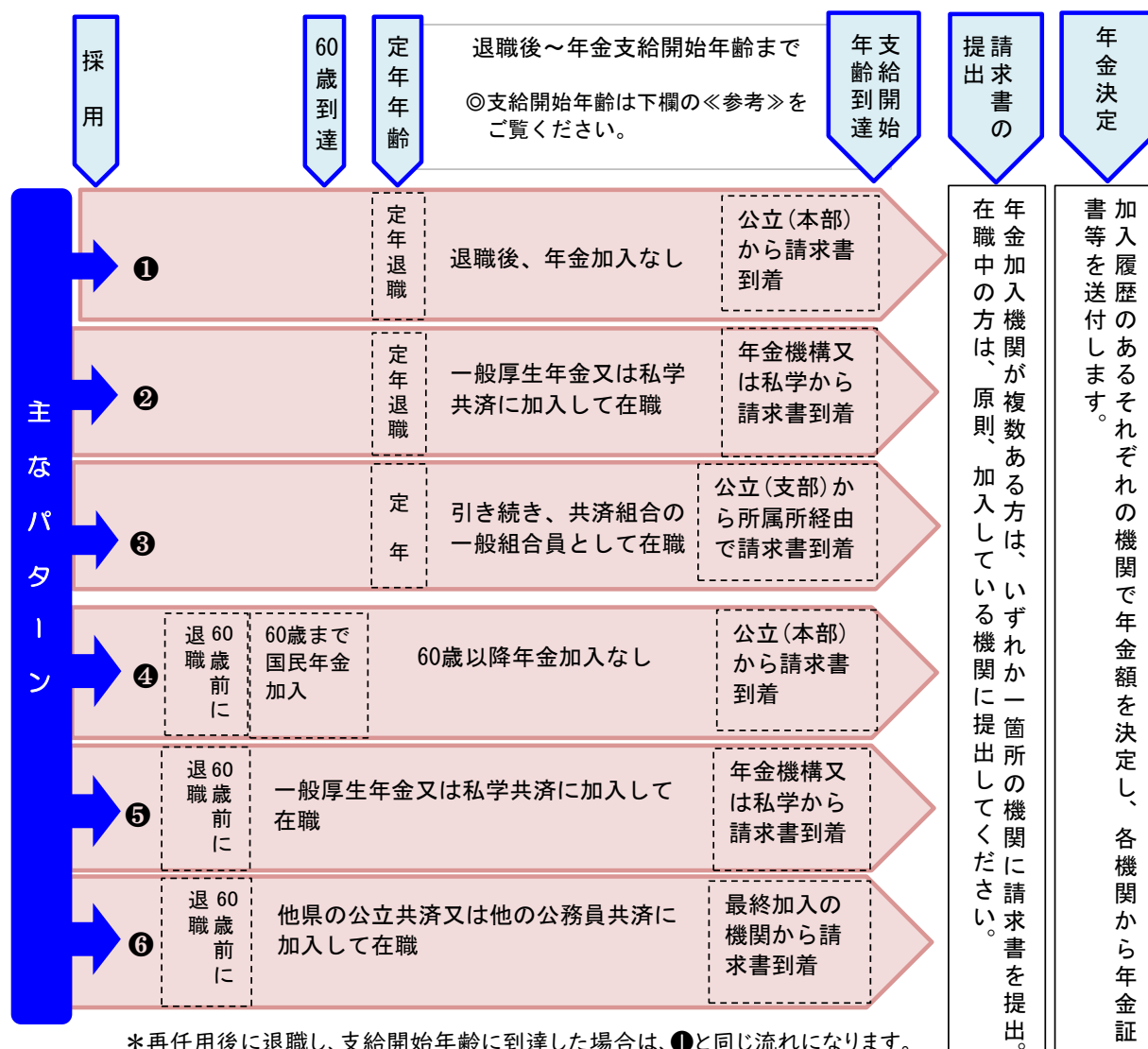
退職時に年金額改定の手続きを行い、手続き完了後に停止は解除されますが4ヶ月程かかります。そのため、退職後は減額されたままの年金額が振り込まれ、不足分は遡って振り込まれます。

老齢厚生年金を受給するまでの流れ

年金は、各種年金請求書を提出していただくことにより、決定し支給が開始されます。

老齢厚生年金の請求書は、各自の年金支給開始年齢の到達時期に合わせ、最終で加入していた実施機関一ヶ所から一部送付されます。

複数の年金制度に加入履歴のある方も、ワンストップサービスにより、複数の実施機関に請求書を提出する必要はありません。請求書を受理した実施機関が、加入履歴のあるすべての実施機関に請求書を回送します。その後、それぞれの機関で年金額を裁定し決定後、年金の支給を開始します。



*再任用後に退職し、支給開始年齢に到達した場合は、①と同じ流れになります。
*年金支給開始年齢まで在職(65歳定年の方等)している方は、公立(支部)から所属所経由で請求書が到着します。

《参考》年金の支給開始年齢は生年月日によって変わります。

生年月日	開始年齢
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日まで	64歳
昭和36年4月2日以降	65歳

《用語の説明》

機関=年金加入先機関(日本年金機構、私学共済、公務員共済)
年金機構=日本年金機構
公立=公立学校共済組合
私学=日本私立学校振興・共済事業団